

議第十二号議案

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

第一条 県議会議員の議員報酬等支給条例（昭和二十六年群馬県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十七・五」を「百分の百五十七・五」に改める。

第二条 県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百五十七・五」を「百分の百六十二・五」に改める。

附 則

この条例は、令和三年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和四年四月一日から施行する。

提案理由

期末手当の改正を行おうとするものである。